

公示番号：170027
国名：タンザニア
担当部署：タンザニア事務所
案件名：SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（農業開発計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業開発計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月上旬から2017年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 4 月 4 日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	農業政策に係る各種調査
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし。
- (2) 必要予防接種：
日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、黄熱病流行地帯に位置するため、赴任前の摂取を強く奨励する。

6. 業務の背景

タンザニア連合共和国（以下、タンザニア）において、農業セクターはGDPの約4分の1及び総輸出額の3割を占め、人口の約7割が従事する重要なセクターである（タンザニア国財務計画省、2016）。特に農村人口の8割は農業に依存して生活しているが、自給自足的農業で生産性・収益性は低く、農村地域の生活レベルの向上と都市部との格差解消のためには、より商業的な農業への転換が必要となっている。一方、既に園芸作物などを栽培・販売している農家も出てきているが、必ずしも市場のニーズを意識した生産を行っていないため、十分な収益を上げているとは言い難い状況である。

タンザニア政府は2016年3月に従来の5か年計画（Five Year Development Plan: FYDP）と「成長と貧困削減のための国家戦略（MKUKUTA）」を統合した第2次5か年計画（FYDPII）を策定した。経済構造転換（Economic Transformation）と人間開発（Human Development）のための産業育成をテーマに掲げている。農業セクターは、タンザニア国の産業化、及び7割の国民が従事する生計向上のための中心的セクターと位置付けられ、トウモロコシ、コメ、ヒマワリ、大豆などを優先作物とし、かつ灌漑設備の整備や普及制度の拡充、農業用地利用計画の改善、市場開拓など図り、これら取り組みを通じ、2015年に3.1%にとどまったセクター成長率を、2020年に6.0%に上げることを目標としている。

タンザニアでは1990年代後半よりセクター全体の開発をドナー間で協調して進めるセクター・ワイド・アプローチ（Sector Wide Approaches: SWAp）の議論が加速し、2000年に農業セクターにおいてもSWAp導入の方向性が決定した。その後、2001年に今後の農業セクター開発の方向性をまとめた「農業セクター開発戦略（Agricultural Sector Development Strategy: ASDS）」（2006年～2013年）、2003年にASDSの実施枠組みである「農業セクター開発プログラム（Agricultural Sector Development Programme: ASDP）」が策定され、タンザニア政府と日本政府を含む支援ドナーによって、ASDPバスケット・ファンドを活用した包括的な農業開発が進められてきた。

ASDP下では、毎年各県が「県農業開発計画（District Agricultural Development Plan: DADP）」を策定し、農業開発を進めることとなっており、各県が現場に即したDADPを計画・実施することが不可欠であった。しかしながら、県のDADP策定能力は十分ではなく、また県を監督指導する州・中央政府の実施体制も確立されていなかった。

この状況を踏まえ、JICAはタンザニア政府の要請に基づいて、技術協力プロジェクト「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト（RADAG1）」

(2009年3月から2012年3月)および「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2(RADAG2)」(2012年8月から2016年6月)を実施し、DADPの枠組みの確立、質の向上を図り、DADPの枠組み強化を支援してきた。

これまでのJICA支援により、中央レベルでDADPを指導する仕組みは整備された一方、県レベルでは、実際に農家の収益向上に資するような質の高いDADPを計画・実施していく実践的な知識や経験が依然として不足しており、県による農業開発を進める上での課題となっている。今後は選択と集中を図るASDP2(2017年7月開始予定)の方針に沿いつつ、より現場レベルでのDADPの計画・実施能力強化が必要となるが、その上で参考となるのが、RADAG2のパイロット県で実施した、園芸作物栽培農家グループ向けのSmall holder Horticulture Empowerment and Promotion(SHEP)アプローチを取り入れたDADPプロジェクトである。このパイロット活動ではSHEPアプローチを応用し、市場ニーズに基づいた作物生産・販売を指導したところ、対象農家の収益が8割向上した。タンザニア政府は実践的なDADPの事例としてこの活動を評価し、ASDP2で園芸ポテンシャルが高いと認められている他地域へも活動を広げ、現場レベルでのDADPの枠組み強化を目指すため、我が国に「SHEPアプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」を要請した。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトにかかる計画枠組み、実施体制、成果と活動などを整理したうえで、プロジェクトの内容について先方政府と協議の上、合意文書(M/M)を締結し、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みおよび手続きを十分に把握のうえ、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野にかかる協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2017年4月上旬)

- ①要請背景・内容を把握した上で、先行案件であるRADAG1とRADAG2の活動・成果の確認や、DADPについての情報収集・分析を行う。
- ②現地調査で相手国関係機関から聞き取るべき内容を検討の上、質問票(英文)を作成する。
- ③プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(英文)、PO(Plan of Operation)案(英文)の担当分野について作成に協力する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2017年4月上旬～4月下旬)

- ①JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ②相手国関係機関との協議および現地調査に参加し、質問票を活用しながら当該プロジェクトの事前評価に必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ③他団員とも協力し、担当分野にかかる情報・資料を収集し、現状を把握する。

想定される具体的な項目は以下のとおり。

- ア)政府の開発政策とDADPの位置づけ。
 - イ)中央レベルでの関係機関の組織体制、人員、予算と実際の配賦状況。
 - ウ)DADPの策定・予算配賦・実施の現状と課題
 - エ)プロジェクト対象候補地域(アルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州、ンジョンベ州を想定)の県でのDADPの策定・予算配賦・実施の現状と課題

才)関係分野 (DADP、園芸作物開発、農民組織強化、農業金融) における他援助機関の対応。

④調査結果および関係機関との協議を踏まえ、担当分野に係るPDM(英文)とPO(英文)、M/M(案)(英文)、R/D(案)(英文)の作成に協力する。

⑤現地調査結果のJICAタンザニア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年5月上旬～5月下旬)

①担当分野に係る収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成など全体の取りまとめを行う。

②帰国報告会に出席し、担当分野の報告を行う。

③事前事業評価表(案)(和文)の作成に協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は下記(1)とする。

(1) 詳細計画策定調査報告書案(和文)

上記(1)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価(上限)を適用する。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年4月8日～2017年4月28日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を想定しているが、官団員は変更もあり得る。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 事業計画 (JICA)

- 工) 事業計画2 (JICA)
- 才) 農業開発計画 (コンサルタント)
- カ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし。ただし空き状況によって、JICA タンザニア事務所のスペースを利用可能。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA タンザニア事務所 (e-mail:Ikeda.Hiroyuki@jica.go.jp) にて配布します。

- ・タンザニアRADAG3(TANSHEP)事前予備調査出張報告（案）
- ・PDM（案）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

<http://libopac.jica.go.jp/>

- ・タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト : 事業完了報告書
- ・Technical cooperation in strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the agricultural sector development programme (ASDP) : final report
- ・タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2 事業完了報告書 要約編
- ・Project for strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the ASDP phase 2 : completion report
- ・Project for strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the ASDP phase 2 completion report : appendixes

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂き

ます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」
[（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）](http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上